

栃労発基1206第2号
令和3年12月6日

代表者各位

栃木労働局長



事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第188号。以下「改正省令」という。）が令和3年12月1日に公布され、一部の規定を除き、同日から施行することとされたところです。併せて、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号。以下「事務所則」という。）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）について、一部運用の見直しが行われました。本改正及び運用の見直しについては、別添のとおりとなっております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

